

☆ 西都市から転出をされる方へ ☆

西都市から他の市区町村に転出される方は、**新しい住所に移られた日から14日以内**に新住所地で転入手続きを行ってください。

※正当な理由がなく14日以内に新住所地で転入届出をされないときは、過料に処せられる場合があります。

＜転入手続きに必要なもの＞

1. 転出証明書

※マイナンバーカードや住民基本台帳カードにて転出された方は**マイナンバーカード**や**住民基本台帳カード**

2. 印鑑

3. 本人確認ができる証明書(運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなどの写真付きの証明書)

4. 外国人の方は、在留カード・特別永住者証明証・外国人登録証のいずれか

転出・転入の際に以下の要件に該当される方は、手続きを行ってください。

対象者	手続き	担当窓口	新しい住所地での手続き
印鑑登録をされている方	転出日で登録が廃止になりますので、印鑑登録証は廃棄、または市民課にご返却ください。	(2番窓口) 市民課 戸籍住民係	必要な方は、新たに印鑑登録をしてください。
住民基本台帳カードをお持ちの方	特例転入届をされる方、新住所地で継続利用をご希望の方以外は、返却してください。		特例転入届をされる方、継続利用をご希望の方は、転入時に必ずカードを持参してください。
マイナンバーカードをお持ちの方			転入手続きの際に必ず提出してください。新住所の記載及びカード・電子証明書の継続手続きが必要です。 (暗証番号が必要です)
電子証明書(公的個人認証)を利用している方	転出届出日から利用できなくなります。		必要な方は、新住所地で手続きをしてください。
国民年金に加入(第1号被保険者)されている方	海外へ転出される方は、担当課へお送りください。	(1番窓口) 市民課 年金係	年金の手続きが必要です。
国民健康保険に加入されている方	国民健康保険証及び各種認定証をお持ちの方は、ご返却ください。 ※住民異動届の写し	(9番窓口) 健康管理課 国保高齢者医療係	国民健康保険への加入が必要です。(印鑑を持参)
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	後期高齢者医療被保険者証及び各種認定証をお持ちの方は、ご返却ください。 ※住民異動届の写し		健康保険担当課にお問い合わせください。 (県外へ転出の方は印鑑・保険証を持参)
要介護認定の申請中、または認定を受けている方	介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、ご返却ください。	(10番窓口) 健康管理課 介護保険係	介護担当課にお問い合わせください。 (介護保険受給資格証明書を持参)
介護保険被保険者証をお持ちの方	介護保険被保険者証をご返却ください。		

裏面に続きます→

対象者	手続き	担当窓口	新しい住所地での手続き
西都市から児童手当・児童扶養手当を受給されている方	担当課へお送りください。	(11番窓口) 福祉事務所 子育て支援係	福祉担当課にお問い合わせください。
乳幼児・子ども医療受給資格証、ひとり親家庭等医療費受給資格証をお持ちの方			
身体障害者手帳をお持ちの方	担当課へお送りください。	(12番窓口) 福祉事務所 障害福祉係	福祉担当課にお問い合わせください。 (身体障害者手帳・印鑑を持参)
療育手帳をお持ちの方			福祉担当課にお問い合わせください。 (療育手帳・印鑑を持参)
特別障害者手当、障害児福祉手当を受給されている方			福祉担当課にお問い合わせください。
市立小・中学校に在籍の児童・生徒がいる方	担当課へお送りください。 ※住民異動届の写し、印鑑を持参	(31番窓口) 教育政策課	教育委員会にお問い合わせください。
西都市営の水道を利用されている方	担当課へ電話連絡をしてください。 ☎ 43-1325	(西庁舎) 上下水道課 営業係	水道担当課に事前に電話等で確認をしてください。
茶臼原周辺地区に居住し、一ツ瀬企業団の水道を利用されている方	一ツ瀬企業団に電話連絡をしてください。 ☎ 35-1381		
下水道に接続している家で井戸水を使用されている方	担当課へ電話連絡をしてください。 ☎ 43-1326	(西庁舎) 上下水道課 下水道工務係	下水道担当課に事前に電話等で確認してください。
外国人の方	納税管理人申告書 ※完納された方以外は担当課へお送りください。	(5~7) 番窓口 税務課	税務課でお手続きください。
原付バイク等(125cc以下)もしくは乗用型の農耕車をお持ちの方	担当課へお送りください。		
納税などの相談がある方			
軽自動車(車検証のあるもの)をお持ちの方	担当課でお手続きの後、車検証の住所変更手続きが必要です。		
農業者年金に加入中または加入されていた方 農業者年金を受給されている方	担当課へお送りください。	(24番窓口) 農業委員会 農政係	農業委員会またはお近くのJAの農業者年金窓口で住所変更手続きをしてください。
犬を飼っている方	転出先の市町村窓口でお手続きください。 (西都市での手続きは必要ありません。)	(22番窓口) 生活環境課 環境保全係	西都市の交付された鑑札と狂犬病予防注射済票を提出し、登録事項の変更手続きをしてください。
市営墓地を使用されている方	担当課へお送りください。 ※市内居住者を代理人に選任し、届出る必要がありません。		
西都市防災ラジオをお持ちの方	防災ラジオをご返却ください。	(34番窓口) 危機管理課	転入先の防災担当課にお問い合わせください。

※詳しくは担当課にお尋ねください。

※上下水道課は、西都児湯医療センターの向かい(市役所西庁舎)です。

西都市役所

☎ 0983-43-1111